

議案第26号

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

目黒区国民健康保険条例（昭和34年11月目黒区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.45」を「100分の6.86」に、「100分の63」を「100分の64」に改め、同条第2号中「33,900円」を「35,400円」に、「100分の37」を「100分の36」に改める。

第15条の8中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の1.98」を「100分の2.02」に、「100分の63」を「100分の64」に改め、同条第2号中「100分の37」を「100分の36」に改める。

第15条の16中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.17」を「100分の1.15」に改める。

第19条の2中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第1号イ中「23,730円」を「24,780円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同号イ中「16,950円」を「17,700円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改め、同号イ中「6,780円」を「7,080円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 保険料率並びに基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を改定するとともに、保険料を減額する基準額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.86</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の64</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>35,400円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の36</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.45</u> (一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の63</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>33,900円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の37</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者</p>

と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、540,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.02 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の64に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、

と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、520,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.98 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の63に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、

第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、190,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.15 (介護納付金賦課総額の100分の51に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) (現行に同じ。)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)、第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額

第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、170,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.17 (介護納付金賦課総額の100分の51に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) (省略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円)、第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額

を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。次号及び第3号において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の

を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）及び第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。次号及び第3号において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の

金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 24,780円

ロ・ハ （現行に同じ。）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し

金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 23,730円

ロ・ハ （省略）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し

て計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、265,000円に当該年度の保険料賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき17,700円

ロ・ハ (現行に同じ。)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、480,000円に当該年度の保険料賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき7,080円

ロ・ハ (現行に同じ。)

て計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、260,000円に当該年度の保険料賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき16,950円

ロ・ハ (省略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、470,000円に当該年度の保険料賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき6,780円

ロ・ハ (省略)